

四日市市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月23日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第14号

四日市市職員住居手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員住居手当支給規則（昭和49年四日市市規則第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第40条の2第1項第1号に規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>職員の扶養親族たる者（条例第33条に規定する扶養親族で条例第36条の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>(適用除外職員)</p> <p>第2条 条例第40条の2第1項第1号に規定する規則で定める職員は、次の各号に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（<u>条例第33条に規定する扶養親族で条例第36条から第38条までの規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅並びに市長がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p><u>（職員の所有に係る住宅に準ずる住</u></p>

宅)

第3条 条例第40条の2第1項第2号

に規定する規則で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。

(1) 職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅

(2) 職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅

(3) その他市長が定める住宅

(世帯主)

第4条 条例第40条の2第1項第2号

に規定する「世帯主」とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族である者（以下「配偶者等」という。）とが共有している住宅（市長がこれに準ずると認める住宅を含む。）に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）

第3条 条例第40条の2第1項第2号の規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する市が設置する公舎及びこれと同様に取り扱うことが適当な住宅並

（配偶者が居住するための住宅から除く住宅）

第4条の2 条例第40条の2第1項第3号の規則で定める住宅は、第2条第1号に規定する市が設置する公舎及びこれと同様に取り扱うことが適当な住

びに同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第40条の2第1項第2号

の規則で定める職員は、四日市市職員単身赴任手当支給規則(平成2年四日市市規則第26号)第4条の2第2項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する転任(四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和33年四日市市条例第15号)の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者)にあっては、当該適用)の直前の住居であった住宅(市が設置する公舎及びその他規則で定める住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、条例第40条の2第1項第1号に規定する月額を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第6条 新たに条例第40条の2第1項

宅並びに同条第2号に規定する住宅とする。

(権衡職員の範囲)

第4条の3 条例第40条の2第1項第

3号の規則で定める職員は、四日市市職員単身赴任手当支給規則(平成2年四日市市規則第26号)第4条の2第2項に該当する職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員を除く。)で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する転任(四日市市公営企業職員の給与の種類及び基準を定める条例(昭和33年四日市市条例第15号)の適用を受ける職員、国家公務員又は他の地方公共団体の地方公務員であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となった者)にあっては、当該適用)の直前の住居であった住宅(市が設置する公舎及びその他規則で定める住宅を除く。)又はこれに準ずるものとして市長の定める住宅を借り受け、条例第40条の2第1項第1号に規定する月額を超える家賃を支払っているものとする。

(届出)

第6条 新たに条例第40条の2第1項

の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、市長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額等に変更があった場合についても、同様とする。

2 (略)

の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、市長が定める様式の住居届により、その居住の実情、住宅の所有関係等を速やかに任命権者に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

2 (略)

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 四日市市職員給与条例の一部を改正する条例（平成28年四日市市条例第号）附則第4項の規定の適用を受ける職員の住居手当の支給については、この規則による改正前の四日市市職員住居手当支給規則の規定は、この規則の施行の日から平成30年3月31日までの間は、なおその効力を有する。

(総務部人事課)